

荒天時の対応マニュアル

【在宅時】（登校前の判断）

- 1 防災気象情報警戒レベル4以上又は関係する自治体の避難指示以上の発令時の対応
（警報は大雨・洪水・大雪・暴風・暴風雪・津波・土砂災害）
 - （1）午前6時の時点で発令されている場合、生徒は登校しない。
 - （2）午前9時の時点で、発令が解除されていない時は、学校は臨時休業。
 - （3）午前9時までに発令が解除されたときは、解除された時点で生徒は当日の授業の準備を行い、安全に気をつけて登校する。
 - （4）定期考査期間中は、午前6時の時点で発令されている場合は、定期考査を延期する。
- 2 公共交通機関が運休等の場合
 - （1）午前6時時点 運休等の場合は自宅待機する。
運行している場合は当日の授業の準備を行い、安全に気を付けて登校する。
 - （2）午前9時時点 運休等の場合は臨時休業とし、自宅学習を行う。
- 3 自宅被災時（避難準備・指示等も含む）
火災、床下浸水、地震等による家屋倒壊時の被災を受け登校できない場合、できるだけ早く学校に連絡する。

【登校中に上記の警報が発令された場合】

- 1 登校中に上記1の警報が発令された場合、あるいは登校中に危険や困難を感じた場合は、各自状況を判断して無理に登校せず、そのまま帰宅するなど安全を優先した行動をとること。
- 2 連絡可能な場合は速やかに学校へ連絡する。
- 3 連絡が困難な場合は、連絡手段を確保した段階で学校へ連絡する。

【登校後に上記の警報が発令された場合】

- 1 登校後に上記1の警報が発令された場合は、学校が交通機関の運行情報等を把握し、必要に応じて授業を切り上げるなどして早めの下校を促す。その際はメールメイト、または担任あるいは本人が電話で保護者に連絡する。
（安全が確保できるまで学校に待機させる場合もある。）
- 2 災害の可能性が事前に予測される場合は、前日のホームルーム、メールメイト、電話等の手段で対応について連絡する。

【部活動等の遠征の場合】

集合時間変更や便の変更については前日までに判断し、各部顧問から連絡する。